

(新) 温泉の適正利用の推進等に関する検討調査

40百万円(0百万円)

自然環境局自然環境整備課

1. 事業の概要

温泉をめぐる諸問題を討議し、行政上の課題等の整理を行う「温泉の保護と利用に関する懇談会」の中間報告(平成16年6月)において、温泉に関する掲示内容のあり方や各温泉地の創意工夫による取組の促進等の諸課題が指摘されている。このため、以下の事業を実施し、温泉行政の推進に資する。

(1) 温泉の適正掲示等の推進に関する検討

長野県白骨温泉における入浴剤添加問題など、温泉に関する国民の不信が高まっていることから、今年度の実態調査を踏まえ、さらに詳細な現地調査を実施し、適正な掲示のあり方、利用施設における温泉成分等の分析手法等について検討を行い、国民のニーズに的確に対応する。

(2) 温泉地活性化推進モデル事業

市町村を中心に、泉質、景観、保養等の3タイプについて、各温泉地の特性を活かした魅力的な温泉地計画を策定し、温泉資源保護や景観づくり、人材育成等を行うモデル事業を実施し、温泉地の先駆的取組の促進を図る。

2. 事業計画

(1) 温泉の適正掲示等の推進に関する検討(平成17年度～19年度)

- ・加水、加温、入浴剤添加など利用施設における詳細な調査を実施。
- ・利用施設の温泉成分分析手法等に関する知見等の収集・整理を実施。
- ・上記を踏まえ、基準改定等の基礎資料をとりまとめ。

(2) 温泉地活性化推進モデル事業(平成17年度～19年度)

- ・計画策定と事業実施の2ヶ年計画を2回。(3タイプ×1地域×2回)

3. 施策の効果

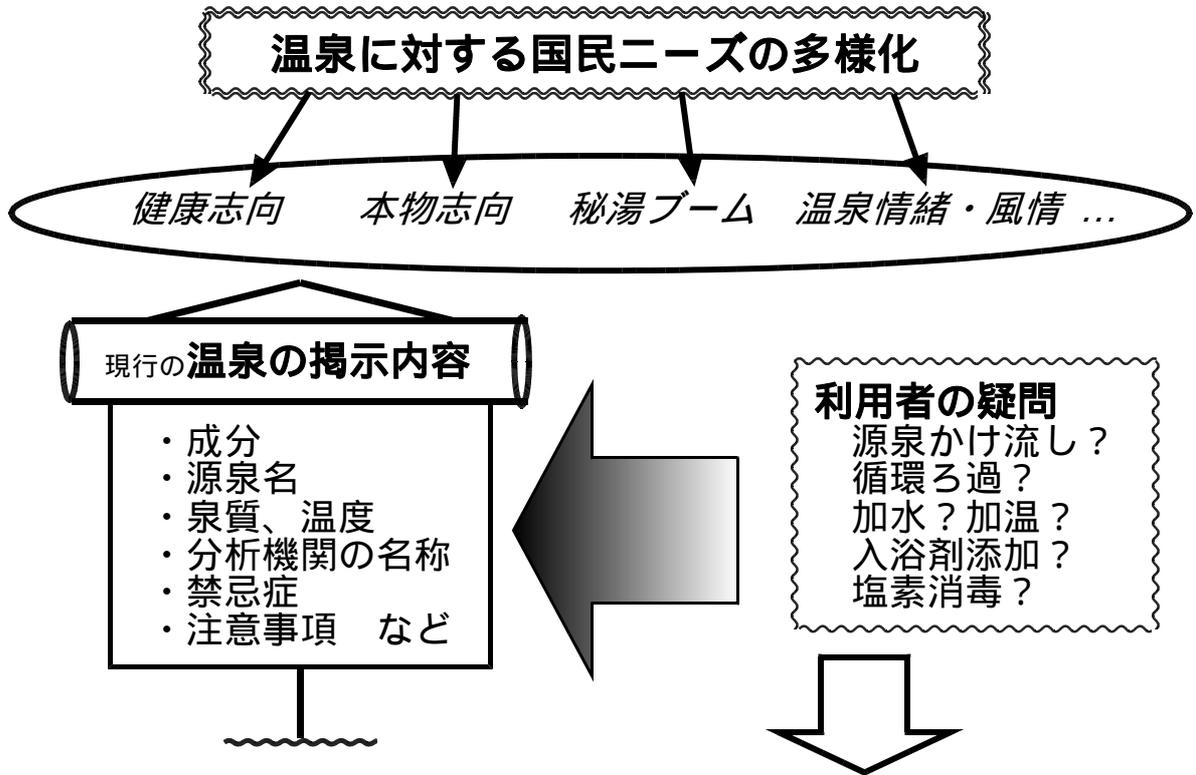
(1) 温泉の適正掲示等の推進に関する検討

掲示項目等、温泉利用施設における温泉成分の分析手法、温泉飲用利用基準の改定を行い、温泉の適正利用の推進を図る。

(2) 温泉地活性化推進モデル事業

優れた温泉地計画を策定し、温泉地の先駆的取組の促進を図り、その成果をとりまとめ、各地域における魅力ある温泉地づくりに活用する。

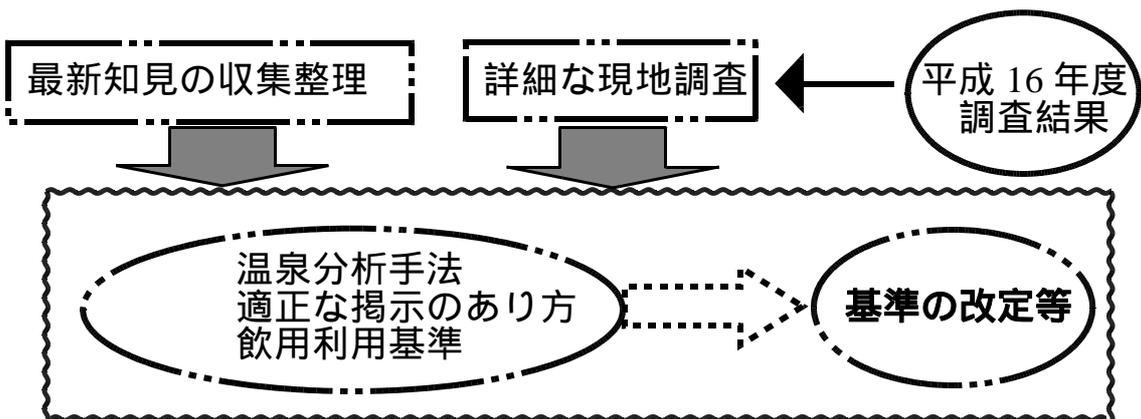
温泉の適正掲示等の推進に関する検討



温泉の保護と利用に関する懇談会 中間報告（平成16年6月）

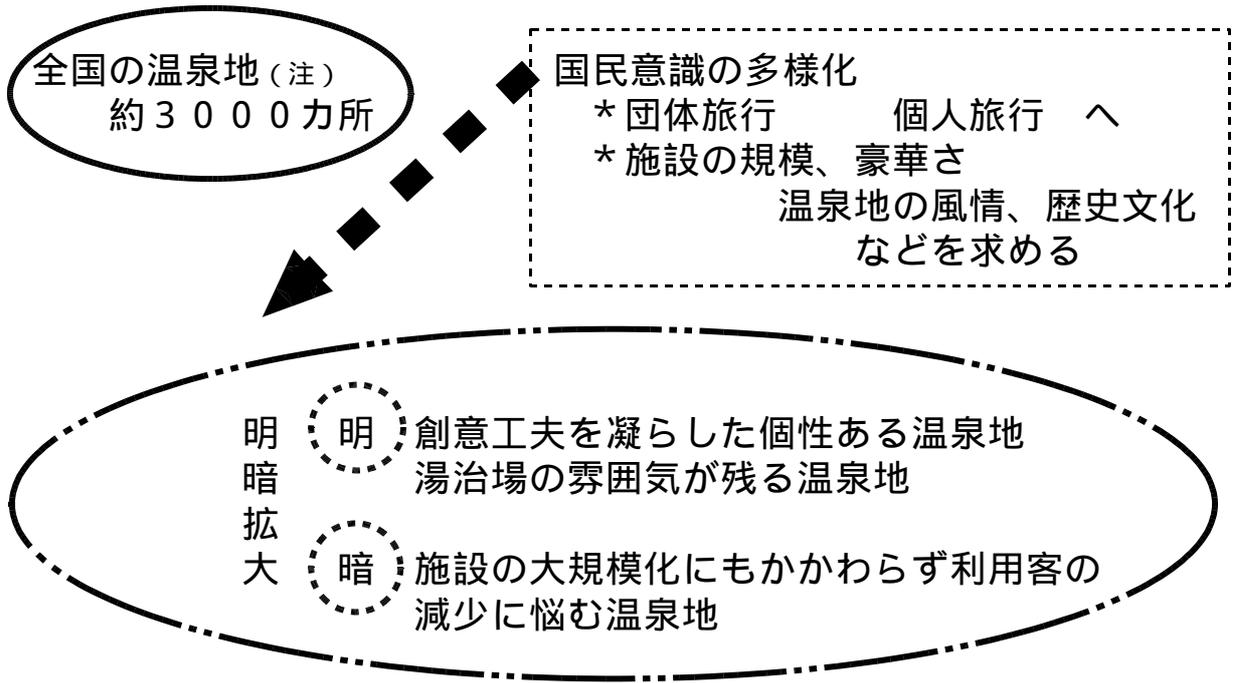
温泉の質や衛生面に対し国民の不安・不信が生じている。

国民が安全・安心して温泉を利用できるように、温泉利用の適正管理と情報提供を進める必要がある。

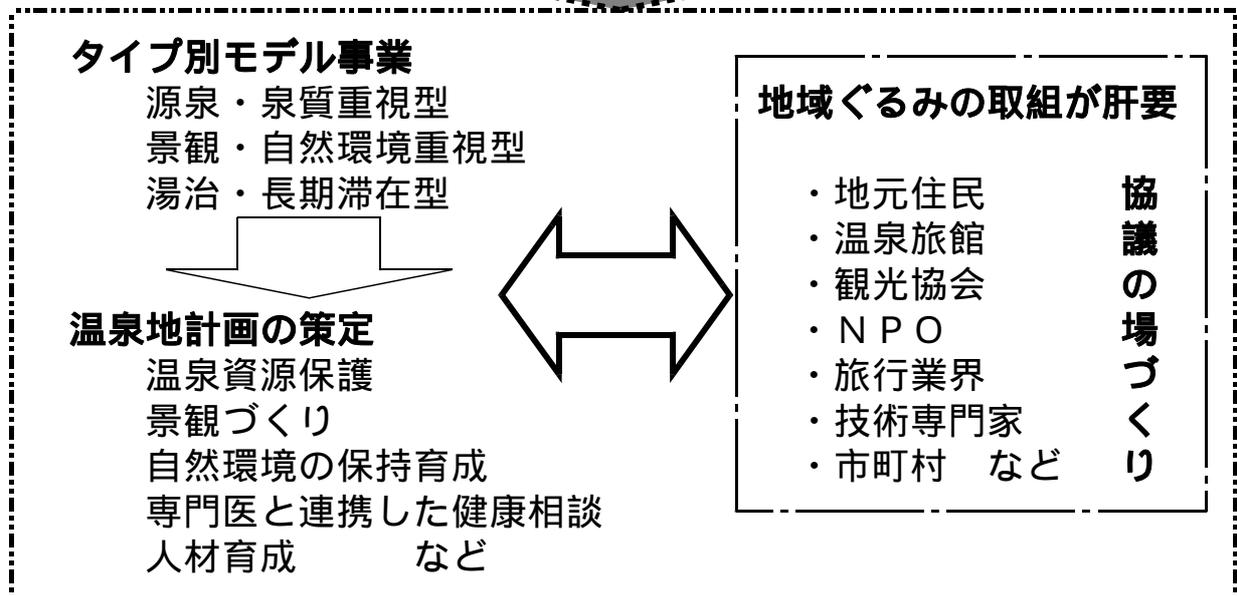


温泉の適正利用を推進し、利用者のニーズに的確に対応

温泉地活性化推進モデル事業



魅力ある温泉地づくりのために



温泉地の先進的取組の促進

(注) 温泉地数は、宿泊施設のある場所を計上。<環境省集計>